

しゃかい けいざい かつどう つづ
社会や 経済の 活動を 続けながら

びょうき ひと ふ
病気になる人を 増やさないために

ねん がつ にち
2022年1月12日

きょう と ふ
京 都 府

ふみん みな
府民の皆さまへ

ねん がつ にち き つ
2022年1月31日まで 気を付けてください。

① 基本的な 病気に ならないための 取組を してください！

- ・マスクをする・手を洗う・消毒などを しっかりと 続けて ください。
- ・人と 人との 距離を 十分に とって ください。
- ・大きな声で 話をしないで ください。
- ・部屋や 建物の中の 空気を 入れ換えて ください。
- ・症状がない人でも 新型コロナウイルスの 病気に かかってないか 不安な人は 検査を 受けて ください。(国の法律(特措法)第24条第9項)

② 身体の調子が 悪いときは 病院などに 相談して ください！

- ・熱や 咳があり 少しでも 身体の調子が 悪いときは 病院などに 相談して ください。
- ・職場や 学校は 身体の調子が 悪い人の 休みたいという お願いを 聞いて ください。

③ 外出する時は 新型コロナウイルスに うつる可能性を 十分に 考えて ください！

- ・他の 都道府県へ 家族や 友達に 会いに 行ったり 旅行などを するときは 基本的な 病気に ならないための 取組を してください。
- ・混んでいる 場所や 時間を 避けて 行動して ください。
- ・年をとった人が 世話をしてもらいながら 住む場所や 病院などに 行くときは 必ず病気に ならないための 取組を してください。

④ 食べたり 飲んだり するときは 新型コロナウイルスに うつる可能性を 少なくして ください！

- ・食べたり 飲んだりするときは 「きょうとマナー」を 守って ください。

- ・アクリル板を 置くことや 空気を 入れ替えている 店に 行って ください！
- ・話を するときは 必ず マスクを しましょう！
- ・食べる前と 店から 出るときに 手や指を 消毒する！
- ・店では 大きな声を ださないで ください！
- ・一つのテーブルに 座るときは 4人より 少ない 人数で 2時間までに 終わって ください！

- ・ 飲食店<=飲んだり 食べたり する 店>に 行くときは 病気を 広げないための 取組を している
きょうとふしんがた ころなういる すかんせんぼうしたいさくにんしょうせいど みと みせ しんがたころなういる す びょうき
京都府新型コロナウイルス感染防止対策 認証 制度で 認められた店<=新型コロナウイルスの病気を
ひろ
広げないために 京都府が お願いしていることを 守っている お店を 認める制度>に 行くように してください。

⑤ ワクチンを 接種したい人は できるだけ 接種をして ください！

- ・ 病気にかかることや 病気がひどくなることを 防ぐ 効果があると 言われている ワクチンを 接種
したい人は できるだけ 接種をして ください。
- ・ 職場や 学校は ワクチンを 接種したい人の お願いを できるだけ 聞いて ください。

会社やお店をしている皆さまへ

2022年 1月31日まで 気を 付けてください。

2 会社やお店をしている人への病気にならないための

取組のお願い

(1) お店や会社などでの病気にならないための取組

- ・ 業 種 別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>を しっかり 守って
ください。国の法律（特措法第24条 第9項）
- ・ テレワーク<=インターネットを 使って 家などで 仕事を すること>や 会社が決めた日・時間・
自転車で行くなどの 取組を してください。
- ・ 会社の中で 仕事を する 部屋だけではなく 休憩する部屋や 服を 着替える部屋などでも
病気が 広がらないように 気を付けて ください。
- ・ 飲食店<=飲んだり 食べたり する 店>をしている人は 京都府新型コロナウイルス感染防止対策 認証
制度<=新型コロナウイルスの病気を広げないために 京都府が お願いしていることを 守っている お店を 認める
制度>に 参加して ください。

(2) イベントなどをするときの 病気にならないための 取組

【お願いすること】

※感染防止安全計画は 参加できる人数が 5,000人より多く 収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>が50%より多いイベントなどをするときに 必要です。

- ① お願いをする地域： 京都府全部
- ② お願いをする期間： 2021年11月25日から（病気になる人が増えると中止します。）
- ③ 参加できる人数：【感染防止安全計画を作って 京都府の確認を受けたとき】
収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合> まで

【上以外の場合】

- 5,000人 または 収容定員 50% 以内のいずれか 大きい方
- ④ 収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>：
参加者が 大きな声を出さない 場合：100%
参加者が 大きな声を出す 場合：50%

⑤ イベントをする前にすること：【感染防止安全計画を作るとき】

参加できる人数が 5,000人より多く *収容定員が50%より多い
イベントなどをするときは イベントをする人は 病気にならないための
取組を 決めた「感染防止安全計画」を作ってください。
感染防止安全計画は イベントをする 2週間前に 京都府に出して
ください。

*もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合

【感染防止安全計画を作らないとき】

病気にならないための 取組を 決めた チェックリストを イベントをする
人が 作って お店の ホームページなどを使って みなさんに 知らせ
てください。

イベントをする人は チェックリストを イベントをした日から 1年間
保存してください。

(感染防止安全計画と チェックリストの様式等は京都府の ホームページ
で お知らせします。)